

介護老人保健施設 ささぐり浜江苑

介護老人保健施設入所約款

・事業所名	介護老人保健施設 ささぐり浜江苑
・開設年月日	平成6年4月1日
・所在地	〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出宮ノ前 3558-2
・電話番号	(092) 947-0350
・ファックス番号	(092) 947-3380
・ホームページアドレス	http://www.Minkodo-minohara.com/
・メールアドレス	minkouen-sw@ymail.plala.or.jp
・管理者名	三野原 元澄
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (4050480096号)
・入所定員	100名 (うち認知症専門棟 50名)

《概要》

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と 日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように 支援することを目的にした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

【運営方針】

老人の自立と家庭復帰を図る事を目的とし、これを達成する為明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視した運営に努める。

《職員体制》

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1 以上	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
看護職員	10 以上		1	医師の指示を受けて入所者への医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う
薬剤師	0	0.3 以上		医師の指示に基づき入所者に対する調剤業務、服薬指導を行う
介護職員	25 以上	6	5	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う
支援相談員	1 以上			生活相談、指導に関する事、市町村との連携を図るほか、病院・居宅支援事業所等の調整に関する業務を行う。
理学療法士	1 以上			医師、看護師他と共同して機能訓練に関する業務を行う
作業療法士				同上
言語聴覚士				同上
管理栄養士	1 以上			栄養計算、献立作成、食品管理、調理指導、食事相談を行う
栄養士	1 以上			同上
調理士	1 以上			調理業務及び調理に付随する業務を行う
介護支援専門員	1 以上			入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
事務職員	1 以上			庶務、経理の事務処理に関する業務を行う
その他	1 以上			売店、送迎、車の管理、営繕などの業務を行う

(約款の目的)

第1条

介護老人保健施設ささぐり浜江苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を 目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「保証人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条

利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条

当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ②当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活が出来ると判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず、14日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月月初めまでに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、当施設利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者又は保証人が、前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。(宣言施設です)

ただし、下記の3つの要件を全て満たす緊急やむを得ない場合には、身体拘束を行うことがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 利用者本人や他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること |
|---|

★上記3つの要件を満たす場合でも、その判断は「身体拘束適正化委員会」といった組織においての体制を原則とします。

★利用者や保証人に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間などを出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努め、記録に残します。

(高齢者虐待防止)

第8条

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針の整備をしています。

重要事項説明書

- ③ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

（褥瘡対策）

第9条

- 1 当施設は、利用者に対し褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。
- 2 褥瘡対策指針を定め、褥瘡発生を防止する為の体制を整備します。

（秘密の保持）

第10条

- 1 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用する事を厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時・事故発生時の対応）

第11条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、又は事故発生時に当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。（詳細別紙1）

（非常災害時の対応）

第12条

- 1 非常災害時の対策について

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

- ① 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（BCP）を作成し非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ② 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

- 2 非常災害時の対応について
 - ① 応急処置に全力を尽くす
 - ② ご家族への連絡
 - ③ 必要時には協力医療機関へ転送する
 - ④ 正確な記録をする

（業務継続計画の策定）

第13条

- 1 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（要望又は苦情等の申出）

第14条

利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、相談窓口（支援相談員・事務長・師長）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

その他下記の苦情相談窓口へ連絡下さい。

- ① 利用者様住所地の市（区）町村
- ② 福岡県国民健康保険団体連合会
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 Tel.092-642-7858（介護保険課）
- ③ 福祉サービスの苦情解決のお手伝い『福岡県運営適正化委員会』
〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ西棟6階 Tel.092-915-3511

（賠償責任）

第15条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って下記の例文のような当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

【例】 ①リハビリ中、指導者のミスにより利用者がケガ

- ②体位交換時のミスによる骨折
- ③提供した食事で食中毒
- ④階段の手すりがこわれて転落 等

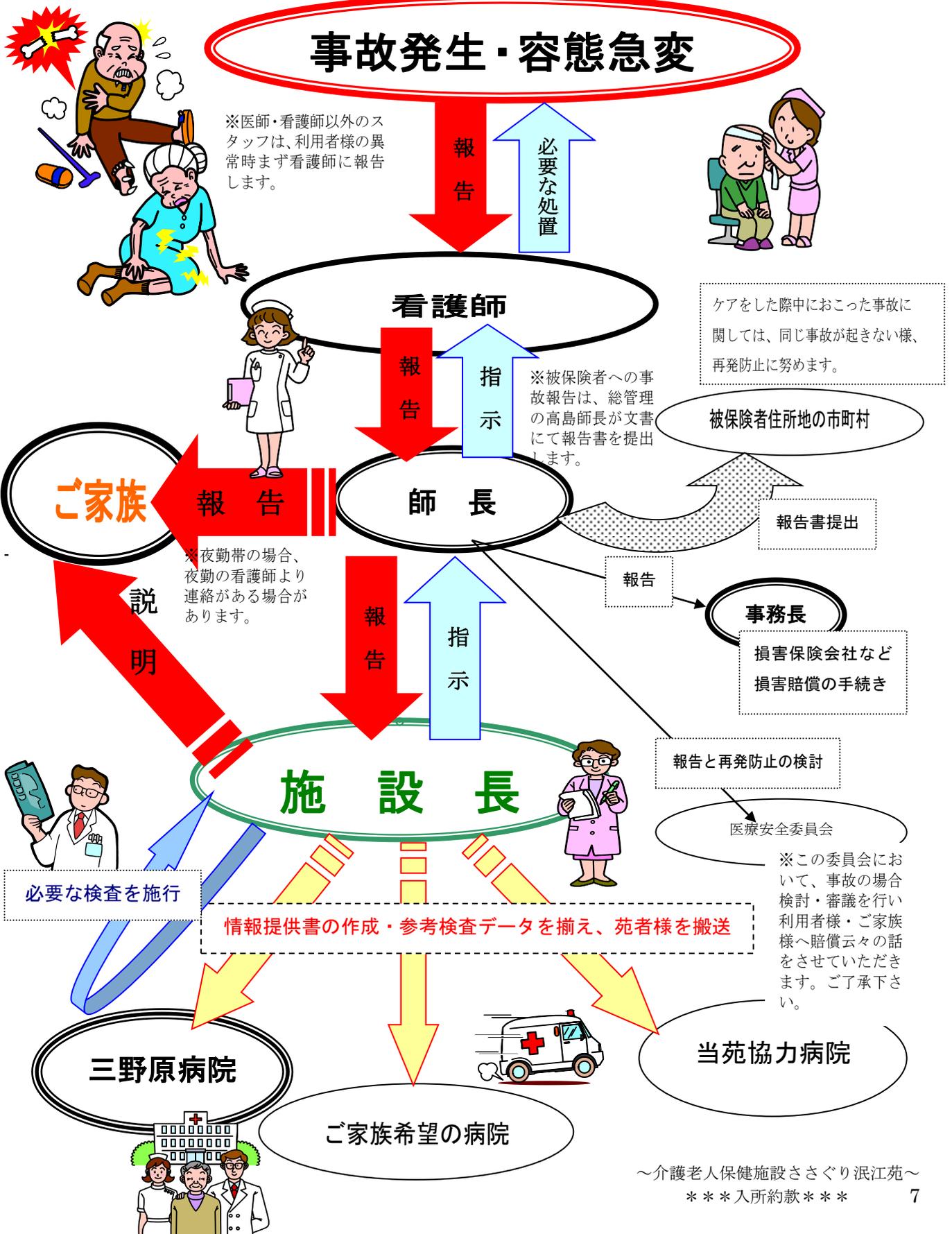
- 2 利用者が故意に当施設の器物を破損する等、当苑に損害を及ぼした時、又、施設利用者及びその財産に被害を与えた場合、利用者及び保証人は、連帯して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

事故発生・容態急変時の対応

別紙 1



(別紙2) 介護老人保健施設ささぐり浜江苑のご案内

(平成12年4月1日より)

1 サービス内容

- ① **食事** (栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。)
- ② **排泄** (入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。)
- ③ **入浴** (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴等で対応します。)
- ④ **離床、着替え、整容** (寝たきり防止の為、出来る限り離床配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。)
- ⑤ **医学的管理・看護** (必要と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行います。また、入所者の病状からみて事業者において自ら必要な医療を提供することが困難と認められた時は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。)
- ⑥ **機能訓練** (作業療法士・理学療法士・言語療法士による入苑者の状況に適合した機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活において自立できるようリハビリテーションを行います。)
- ⑦ **相談援助サービス** (入苑者及びそのご家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。)
理美容サービス (毎週火曜日→理容 ・ 毎週水曜日→美容)
行政手続代行 (介護保険更新申請)

その他

- ※ 必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
- ※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

2 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

(名称) 医療法人浜江堂 三野原病院

(住所) 糟屋郡篠栗町大字金出3553

(その他3病院) 福岡青洲会病院・原土井病院・福岡箱田会箱田病院

協力歯科医療機関

(名称) 蔵本歯科医院

(住所) 糟屋郡篠栗町中央4丁目1番33号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
また、携帯電話をお持ちの方は、必ずご記入下さい。

3 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ◎9時30分～20時(9時30分～17時までは1階、17時～20時までは各階に面会簿を用意していますので、ご記入下さい。)※感染等の状況によってはリモートでの面会となる場合がございます。リモート面会では予約制となりますので事前にお申し出ください。
- ・外出、外泊 ◎必ず帰宅時間等を申請書にご記載下さい。
- ・喫煙 ◎喫煙は健康増進法第25条の定めにより受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止します。
- ・飲酒 ◎飲酒は医師の許可が必要です。
- ・設備、備品の利用 ◎施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
- ・所持品、備品等の持ち込み ◎各自にて保管し、紛失等に関して一切の責任を負いません。(必ず、ご利用者様の名前の記入をお願い致します。)
- ・金銭、貴重品の管理 ◎原則として多額な現金の所持及び高価な指輪、時計など 貴金属の持ち込みは禁止しております。

※当苑は紛失等に関し一切の責任を負いません

- ・外泊時等の施設外での受診 ◎受診される前に必ずご連絡ください
- ・ペットの持ち込み ◎施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

4 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常警報器具
- ・防災訓練 年2回 (夜間想定1回)

5 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

★ご要望や苦情などありましたら、1階受付に備え付けの【ご意見箱】をご利用下さい。速やかに対応いたします。

(別紙 3)

介護保健施設サービスについて

1 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らし適切な医療、看護を行います。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

〈利用者が選定する特別な食事の提供〉

希望食と特別対応食には通常のメニューのほか特別な食事を用意しています。

ご利用の際は、**3日前まで**にお申し出下さい。

★特別な食事の提供には別途料金をいただきます。

3 利用料金

*別紙4（入苑利用料）のとおり

*支払い方法

- ・ 毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、口座引落の方は、その月の18日までに口座へご入金下さい。現金でお支払いの方は、その月の末日までにお支払い下さい。(口座引落の方の領収書は、お支払いいただきますと次月の請求書と一緒に郵送いたします。)

※高額サービス費の申請や確定申告される場合、必ず領収書が必要となりますので、大切に保管してください。(再発行は御遠慮願います)

- ・ お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としをお願いしておりますが、他方法でのお支払いをご希望の方は、ご相談下さい。